

(鶏その他家きん飼養農家の皆様へ)

飼養衛生管理基準の改正について

令和2年4月に家畜伝染病予防法が改正されたことに伴い、農場における飼養衛生管理をより徹底するために、「新しい飼養衛生管理基準」が、**令和2年10月1日**から施行されます。

(一部の取り組みについては、猶予期間が設定されています。)

主な改正内容

- 1 家きんの所有者の責務を新設 (I-1)
- 2 飼養衛生管理に係るマニュアルの作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設 (I-3)
- 3 衛生管理区域の考え方を明確化 (I-7)
- 4 愛玩動物の飼育禁止を新設 (I-9)
- 5 衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加 (II-14、15)
- 6 家きん舎以外の飼料保管庫、堆肥舎等への野鳥等の侵入防止措置を追加 (III-24)
- 7 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒を新設 (III-27)
- 8 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設 (IV-32)

※詳細は、別添の「飼養衛生管理基準」(本文)をご覧ください。

中濃家畜保健衛生所

TEL 0574-25-3111 FAX 0574-27-3092

閉庁時は案内に従い「1」番をプッシュしてください

つながらない場合は 0574-25-3484 へ。 土日・祝日、閉庁時も通報を受け付けています。

